

**第2期 第5回
高圧ガス規格委員会
議事録**

1 日 時：平成22年2月5日(金) 14:00～16:30

2 場 所：高圧ガス保安協会 第2・3会議室(11階)

3 出席者：(敬称略・順不同)

委員長：木村

委員：大谷、土橋、堀口、駒田、渡辺、金重(倉田委員代理)、古川(春山委員代理)、
高田、小峰、三宅^博、萩原、小澤、原(平位委員代理)、志賀、山崎^進、
伊藤(土屋委員代理)、荻野、佐藤

オブザーバ：長村(経済省 保安課)、荒木((社)日本エルピ[°]-ガスプラント協会)、鳥海(産業と保
安ジャーナル社)

KHK：荒井、松木、長沼、宮下、松本^弘

4 配布資料

資料38 第2期 第4回 高圧ガス規格委員会議事録(案)

資料39 高圧ガス規格委員会 技術基準整備3ヶ年計画(平成22～24年度)(案)

資料40 高圧ガスの配管に関する基準(KHKS 0801)の見直しについて

資料41 保安検査基準・定期自主検査指針 KHKS 0850・1850 の見直し方針(案)について

資料42 保安検査基準(コンビ則関係) KHKS 0850-3 改正案

資料43 保安検査基準(コンビ則関係) KHKS 0850-3(2009)

資料44 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係) KHKS 0850-3

改正案に対するコメント及び対応案一覧

資料45 岩盤備蓄に係る保安検査基準等検討分科会委員名簿(案)

高圧ガス規格委員会委員名簿(平成22年2月5日)

5 挨拶等

新任の志賀委員及び土屋委員(本日は欠席)並びに代理出席者について紹介があった。

6 議事概要 :

6.1 議題(1) 前回議事録(案)の確認・承認

事務局から資料 38 について、事前に各委員に送付済みである旨及び事前送付・確認の結果、修正等はない旨の説明があった。その後、資料 38 を正式な議事録とすることについて挙手による採決が行われ、この時点での出席委員全員(18名)の賛成により可決となった。

6.2 議題(4) 高圧ガスの配管に関する基準 KHKS 0801 の見直しについて

事務局から議題(2)の前に議題(4)について審議願いたい旨提案があり了承された。その後、資料 40 に基づき、KHKS 0801 の見直しに係る状況について説明があり、了承された。

6.3 議題(2) 技術基準整備 3 ヶ年計画(平成 22~24 年度)について

事務局から資料 39 について説明があった後、以下の意見交換等があった。

①事務局の説明にもあった様に、現在の状態では一定の時期に規格の見直し期間が集中してしまう。平成 23 年度以降にこれを改めるよう調整することとする。

②危害予防規程関係について、発行はいつ頃になるのか。

→現在パブリックコメント中である(H22.2.15 まで)。パブコメでの意見の有無にもよるが、仮に、意見が無いとするなら 4 月頃には出版したいと考えている。

以上の意見交換等があった後、資料 40 の 3 ヶ年計画(平成 22~24 年度)について挙手による採決が行われ、この時点での出席委員全員(18名)の賛成により可決となった。

6.4 議題(3) LP ガスバルク供給基準(工業用等)KHKS 0501 の見直しについて

事務局から LP ガスバルク供給基準の見直しについて、パブリックコメント(H21.12.14~H22.1.25)では意見提出はなかったこと。現在、技術委員に対するプロセスレビューの準備中である旨説明があった後、以下の意見交換等があった。

○発行はいつ頃になるのか。

→4 月頃の出版を予定している。

6.5 議題(5) 保安検査基準・定期自主検査指針 KHKS 0850・1850 の見直しについて

a) 事務局から資料 41 について説明があった後、以下の意見交換等があった。

○KHKS 2009 年版の経済省告示指定について、フレキシブルチューブ類の保安検査方法はどの様になるのか。告示(現在パブリックコメント中)はどの様に解釈するのか。

→経済省告示(改正案)では新たに一号追加され、「フレキシブルチューブの検査方法を KHKS(2009)4.3.1 による」としている。

b) 事務局から資料 42 について説明があった後、以下の意見交換等があった。

①4.3.2.3(資料 42 中 15 頁)では“例○”が使われている。全体の見直し方針案(資料 41)で示された構成では“例”はない。“注”又は“注記”に相当するものとして理解すればよいか。

→まだ整理できていない点が多々ある。“例○”の表現はやめ、整理することとしたい。

②4.3.3 b) 2)(資料 42 中 15 頁)の外部の目視検査には、地下埋設貯槽に対する措置として、4.3.4 a) 3)と同様に「底部集水柵を有しない構造の場合」についての規定を追加する必要がある。

→対応する。

③表 1 のコンビ則第 5 条第 1 項第 17 号及び第 19 号関係(資料 42 中 2 頁)について、両方とも該当の検査項目が“4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度”となっている。技術基準の項目としては耐圧性能と強度は別のものであり、書き分けが必要でないか。

→保安検査の方法としては“4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度”の一項目に両方をまとめているため、表の整理としてはやむを得ない。その旨を説明する文言を追加するかどうかについて検討することとしたい。

c) 事務局から資料 44 について説明があった後、以下の意見交換等があった。

①資料 44 の No.3 について、シリンダーキャビネット内の高圧ガスが通る部分の耐圧・気密に関する検査については、2.3 c)、2.7.2 b)、2.9.2 等で規定されているが、規定方法が統一されていない。

→確認し、統一する。

②フレキシブルチューブ類に関する検査方法についての検討は今後どう進めていくのか。

→最終的には高圧ガス規格委員会での審議となるが、委員会に諮る前に、規格委員の中の何名かの方、フレキメーカ及び事務局で勉強会を開催し、原案のとりまとめを行いたいと考えている。

③資料 44 の No.15 について、フレキシブルチューブ類に関する検査として“日常目視”及び“定期漏えい確認”は重要なものと考えてどうか。

→原則 1 年に 1 回の保安検査の方法として“日常”や“定期”が馴染まないとの指摘を踏まえての事務局見解である。例えば、定期自主検査には規定するという考え方もある。

以上の意見交換等があったが、今後、事務局にて改正案の整理を行うこととし、一定の整理ができた段階で各委員に対し 2 ヶ月程度の期間でコメントを募集することとした。

6.6 議題(6) その他

事務局から資料 45 に基づき、岩盤備蓄に係る保安検査基準等検討分科会委員の交替について説明があり、藤林氏(日揮株)の分科会委員就任が承認された。

7 その他

事務局から、次回委員会の開催については平成 22 年 5 月又は 6 月頃を予定している旨連絡があった。

以上